

陳 述 書

- 1、私は、和歌山弁護士会に登録している弁護士で、あすか綜合法律事務所（所属弁護士豊田泰史、太田達也、重藤雅之）を経営しています。

今回、当職らが依頼を受けた「和ネット掲示板」における名誉毀損事件に関して、当職らから和ネット管理者である吉田益夫に宛てた当該名誉毀損となる記述の削除要請に対し、吉田益夫から不当な懲戒請求が出されただけでなく、和ネット掲示板に「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」というタイトルのスレッドを立ち上げ、この懲戒請求書を公開するといった方法で当事務所の弁護士に対する名誉を毀損し、その信用を毀損するなど正当な弁護士業務に対する妨害行為を受けましたので、以下これについて報告させていただきます。

- 2、吉田益夫が主宰する「和ネット掲示板」は、これまでも多くの人々の名誉を毀損する記事が掲載され、多くの人々を泣かせてきたいわば悪の温床とも言うべき掲示板であります。無論、この「和ネット掲示板」によって吉田益夫は広告料等の収入を得ているわけであり、他人の名誉を毀損する記事を掲載することで金儲けしている輩といっても過言ではありません。

- 3、本件は、平成26年2月19日、「和ネット掲示板」の管理者である吉田益夫に対し、「和ネット掲示板」上の違法な名誉毀損記事の削除を求めたことが発端となっています。

これについては、当該被害者から被害救済の依頼を受けた弁護士として当然なすべき正当業務であって、そこに掲示されている投稿記事については、良識ある者であればそれが名誉毀損罪となるような誹謗中傷記事であることがすぐに分かるようなものでした。

常識あるネット掲示板の管理者であれば、このような請求を受ければすぐに当該名誉毀損となる誹謗中傷記事は削除します。

実際、同様の誹謗中傷記事を掲載していたBRUNA SYSTEM管理の「爆サイ.com関西版」、㈱サイバーエージェント管理の「Ameba」については、当職らの

送信防止依頼に対し、速やかに削除措置を取っていただきました。

ところが、なぜか「和ネット掲示板」を管理する吉田益夫だけが下記のとおり屁理屈を並べたて、この名誉毀損となることが明らかな誹謗中傷記事の削除要請に応じず、これを掲載し続ける姿勢を示しました。(甲 〇〇号証 平成26年2月28日付回答書)

記

「当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉毀損・信用毀損に該当していないとして、裁判で争うという意味も確認しています。

そのため、当サイトとしては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争についての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。」

- 4、本件訴外 〇〇〇〇の(有)銀徳らに対する投稿記事については、前述のとおり誰が見ても明らかな名誉毀損行為であり、それが名誉毀損罪にあたることは明らかでした。

従って、「和ネット掲示板」管理者である吉田益夫が正当な理由もなくこの誹謗中傷記事を掲載し続けるということは、訴外 〇〇〇〇の共犯者(幫助犯)となりうるもので、(有)銀徳らに対する名誉毀損行為になるものでありました。

ところが、この吉田益夫という人物は、当職らが弁護士懲戒請求を受ければ怯むとも思ったのか、平成26年2月28日付で和歌山弁護士会宛に懲戒請求書を提出したのです。

その理由たるや、実に馬鹿げた内容を書き連ねたもので、虚偽事実を並べ立てただけの典型的な懲戒申立濫用による業務妨害と目されるものでありました。

社会正義と人権擁護を背負っている弁護士に対し、不法勢力がその業務を妨害するため懲戒申立の濫用事例が増えてきていることから、弁護士会ではその対策として、懲戒請求者を虚偽告訴罪(刑法第172条)で告訴したり、不法行為による損害賠償請求で対応するなどを指導した弁護士業務妨害対策マニュアルを作成しておりますが、この吉田益夫の行為は、単なる当職らに対する嫌がらせ行為を超え、「和ネット掲示板」の掲示板上の違法記事に関わるなどと言わんばかりの牽制行為であることは明らかであ

りました。それはまた、当職らの被害者救済を目的とした正当な弁護士業務の妨害行為であります。

5、吉田益夫は、更に、自らこの懲戒請求の事実をその「和ネット掲示板」に掲示し、懲戒請求書まで公開したのであります。他人を誹謗中傷する記事を掲載し、金儲けするだけでなく、その削除を求める弁護士に対し、このような悪質な対応をすることは、法と秩序を守る司法に対する挑戦であり、断じて許すことはできません。

この吉田益夫に対しては、既に和歌山地方検察庁に名誉毀損罪（刑法第230条）、信用毀損・業務妨害罪（刑法第233条）で刑事告訴し、和歌山地方裁判所に対し、損害賠償請求訴訟を提起したところでありますが、当職並びに当事務所所属弁護士、あすか綜合法律事務所が日々このような名誉毀損記事に晒されることは耐え難いことであり、その業務（信用）を侵害されております。

本件については、追って本案訴訟を提起する予定ですが、それが確定するまで相当日数を要し、この間本件スレッドが放置されますと、当職らは回復しがたい損害を被ることが確実であり、本件仮処分命令申立をすることにいたしましたものであります。

当職は、吉田益夫の行為は弁護士業務に対する挑戦であると受け止めており、今後同様の行為が繰り返され、「和ネット掲示板」によってこれ以上多くの人々が泣かされることのないよう、法に基づいて吉田益夫の責任を追及する所存です。

以 上

平成26年5月29日

氏 名

豊田 龍史



和歌山地方裁判所 御中